

平成 30 年 第 9 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

平成30年9月28日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

平成30年9月28日（金） 午後3時00分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員（18名）

1番 小池 慶一	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
2番 赤羽 明人	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
3番 酒井 一義	11番 西村 功	18番 春日 利一
5番 田村 進	12番 上田 佳子	19番 堺澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	
8番 村上 英登	15番 代田 和美	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員（6名）

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸

○ 欠席した委員(1名)

4番 井口 英昭

○ 議事録署名委員

7番 井口 英昭 9番 下島 琢郎

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第41号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第45号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）

○ 事務局職員出席者

事務局長 竹村 正宣

次 長 大野 秀悟

主 任 出口 大悟

主 査 井上 幸代

○ 閉会

午後 3 時 5 5 分

局 長

(竹村 正宣君)

定刻となりましたので、ただいまから平成 30 年第 9 回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

初めに堺澤会長、あいさつをお願いします。

会 長

(堺澤 豊君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

久しぶりの好天で、例年ですと秋ってというのはこういう天候が続くのが当たり前です。今月は随分月初めから雨が多くて、いろいろな差支えがあったように思います。

さきの台風 21 号で県下の中では約 7 億 3,000 万円という被害が出ております。特に果樹関係を中心に、落下や、あるいはそういった被害が出ています。特に北信のほう、長野、中野、須坂のあたりが大変だというふうに聞いております。須坂市の農業委員会では、台風 21 号に対する災害に対しての支援を市に要請をしております。かなり被害額が大きかったということで、そんな状況であります。

ただ、あす以降、24 号の台風が来ております。あさって駒ヶ根もハーフマラソンの大会があるんですが、ちょっと台風が心配かなと、そんなふうに思っております。特に果樹関係を中心とした被害がなければありがたいなというふうに思っておりますが、甚大な被害が出た場合には、やっぱり農業委員会としてもそれなりの対処はせざるを得ないし、していかなきゃならないだろうかと、そんなふうに思っています。

秋、ずっと雨が降っていましたんで、稲刈りが随分おくれて、きのうの時点で J A 関係の刈り取り、法人を含めて約 5 割ぐらいしか刈れていないという状況だそうです。ちょっと収量については確認していないんで何とも言えないんですが、いずれにしても刈り取りがおくれていきますと品質にかなり影響が出る、胴割れ米なんかが出るんじゃないかなと、そんな心配をしております。

いずれにしても 10 月は好天であってほしいなと、そんなふうに思っております。

そんなことで、きょうは、後、キノコ狩りが用意をされておるようですので、大勢の方に参加をいただければありがたい、そんなふうに思っております。

簡単ですけれども、一言ごあいさつにさせていただきます。

よろしくをお願いします。

局 長

(竹村 正宣君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を 14 番 塩澤徳江委員、お

願います。

14番 (塩澤 徳江君)

先日の農地パトロールお疲れさまでした。

一応私も案内人っていう形で名前をいただいていたんですけど、自分のところだけでもわからないところが、中沢は結構広いんで一緒に回ってくれた人たちには迷惑をかけたということと、最後に残ったところが、たまたま田村さんが地元ということで、よく知ってくれていて、田村さんたちのグループにお世話になりました。どうやらこうやら一応決められたところだけはやってしまうことができました。ありがとうございました。

話は違うんですけど、いつも、もうここ7～8年前くらいころから、私の仕事場のことなんですけど、保育園で1月～3月ぐらいのときにジャガイモの注文があるんです。春植えたジャガイモはみんな収穫をしているんで、年内のときは大体の人たちがあるんですけど、年を明けるとなくなっちゃうんで、自分でも8月の末にジャガイモの2度芋を植えて、11月に収穫します。いつもは11月に収穫しちゃって、来春、保育園に出すっていう形だったんですけど、去年はたまたま、ちょっと旬を逃したというか、掘る機会がなくて、いけてあったんですよ、畑へそのまま、そしたら次の年に3月掘ったら、みんな芽のところ腐ってしまったんですよ。ほかの人から聞いたときには「大丈夫だよ。」と言ったので、自分も大丈夫かなと思っていたら半分造作で、ことしは、でも8月の末に、いつもはデジマを植える所へことしはきたあかりを植えて、収穫を11月に頑張りたいと思います。

以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いてお願いします。〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕(一同起立)

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕(一同着席)

会 長 (堺澤 豊君)

それでは、これより平成30年9月1日付、告示第6号をもって招集した平成30年第9回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数17名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

4番 井口英昭委員より欠席の旨の届け出がありました。

3番 酒井一義委員より遅刻の旨の届け出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において7番 齊藤庄一委員、9番 下島琢郎委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。
議案第41号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任

(出口 大悟君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページをごらんください。

計画変更-1で示した場所になります。

中割区、 の南西2筆1,444㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、工場及び駐車場。

変更理由でございますが、当初計画は、許可を受けた2筆にて工場と駐車場を実施する予定でありましたが、当初計画より資金がかかってしまい、工場面積を縮小し - の中に工場と駐車場を実施し、そのため - の中には実施をしませんでした、新たな計画では、現在市内において借家住まいである申請者が住宅を建築したいというものでございます。

同時に5条申請も出ておりますので、後ほど御説明いたします。

以上1件について御審議をお願いいたします。

会 長

(堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

21番

(米山 茂寿君)

場所は、今説明がありましたように中割の八幡原、 さんですが、今現在、工場並びに駐車場等を建ててありますが、問題等、別にありませんので、これでいいかと思えます。

以上です。

会 長

(堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

16番

(氣賀澤 道雄君)

地番として - と - 、2つあるんですけど、2筆あるんですが、これは、この図の中に全て両方含まれているということですか。地番が飛んでいるので。

主任 (出口 大悟君)
すみません。わかりづらくて申しわけありません。
こちらの計画変更-1 で示させていただいた塗りつぶしてあるところが2筆の合計になります。今回の申請地につきましては、後ほど5条申請の際にも御説明させていただきますが、10ページの5-3、地図をごらんいただきたいんですけども、こちらの10ページの5-3で塗りつぶされているところが今回住宅として申請を上げてくるところであります。2ページの図で塗りつぶされていて10ページの5-3の地図で塗りつぶされていないところが工場及び駐車場として既に実施済みのところになります。

16番 (氣賀澤 道雄君)
ということは10ページの示されている黒く塗りつぶしてあるのが■■■■-■■■■
■■■■ということですか。

主任 (出口 大悟君)
そうです。

16番 (氣賀澤 道雄君)
塗りつぶされていないところが■■■■-■■■■ということですか。

主任 (出口 大悟君)
はい。そうです。

16番 (氣賀澤 道雄君)
はい。わかりました。

会長 (堺澤 豊君)
氣賀澤委員さん、よろしいですか。

16番 (氣賀澤 道雄君)
はい。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第41号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第41号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任 (出口 大悟君)

それでは議案書3ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては4ページの左側をごらんください。

3-1で表示した場所になります。

北割1区、 の西1筆739㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は、隣接地に開設する知的障害者多機能型事業所利用者の就労支援及び訓練を目的とし、農作物を耕作するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

以上1件について御審議をお願いいたします。

会長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

7番 (齊藤 庄一君)

場所は3-1のところにあるんですけど、これは広域農道の一番北の へ下っていく途中の手前のところの1枚の田んぼです。そして、その一部、ここ、また後で5条で申請があると思いますけど、その一部の農地を売買の形にして施設に使用したいということで、今の説明がありましたように、何ら問題はないと思います。

以上です。

会長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

17番 (小松 由喜一君)

この黒い部分を農地として残して、あと、ほかの部分は転用申請を出すということですか。

7番 (齊藤 庄一君)

そうです。

主任 (出口 大悟君)

後ほど5条申請のほうで転用の申請がございます。

7 番 (齊藤 庄一君)
この1枚の田んぼか何かわからないんだけど、この部分だけは農地で残して、あとは転用すると。

主任 (出口 大悟君)
そうです。

会長 (堺澤 豊君)
小松委員さん、よろしいですか。

7 番 (齊藤 庄一君)
はい。わかりました。

13番 (宮澤 辰夫君)
普通、農地を買う場合には、最低面積があって、それ以上の人じゃないと買えないよっていうのがあるんだけど、こういう福祉法人の場合には、そういう最低の縛りはないわけですか。

主任 (出口 大悟君)
許可できない場合の例外というものがございまして、こういった社会福祉法人ですとか、そういう者が農地を取得また借りたりする場合には、下限面積ですとか、効率利用ですとか、そういったものの制限を受けないという決まりがございまして、今回の場合はそれに該当するものになります。

会長 (堺澤 豊君)
宮澤委員さん、よろしいですか。

13番 (宮澤 辰夫君)
はい。いいです。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。——ほかにございせんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第42号について原案どおり可決することに御異議ございせんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主任

(出口 大悟君)

そうしましたら議案書の5ページをお開きください。

農地法第4条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

合計2件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては6ページの左側をごらんください。

4-1で表示した場所になります。

上穂町区、 の北1筆1,060㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、共同住宅が2棟。

理由でございますが、申請人は、一昨年まで耕作をしていたが、体力的にも難しくなってきたっており、後継者もほかに職があり農業に携わることが難しい、そういった中で、 より提案を受け、共同住宅を建築し、安定した土地活用を図るため使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、第2種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして2番となりますが、場所につきましては6ページ右側をごらんください。

4-2で表示した場所になります。

福岡区、 駅の北1筆476㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、倉庫用地。

理由でございますが、申請人は、当地に倉庫を建設し医療器具等を保管するため使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

以上2件について御審議をお願いいたします。

会長

(堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明を1番から順次お願いします。

13番

(宮澤 辰夫君)

1番の共同住宅を建てる件ですけれども、面積が、今まで水田だったわけですが、1,060㎡という広い面積の中で、今まで街の中の水田だったので必要な水量を運ぶ水路が20cmのU字溝しか使っていないなくて、1,000㎡を全部住宅と駐車場にすると雨水のはけ口がなくなるんじゃないかということでもって、私のほうからそのことについて質問をしました。近くにホテルが、営業用のホテル

がありまして、時間当たりの雨量が 80mm 以上の場合にはその対策をする、80mm っていうのは駒ヶ根市の規定ですけれども、しますよということの中で、私も質問して、今あちこちで災害が起きているから、もし大雨が降ったときに、このアパートより東側の衆の中に水量による騒ぎが起きては困りますので、それで、方式については地下浸透ということなんで、時間当たり何 mm の雨量についての地下浸透の設計であるかということをお願いしました。ということで、最終的には「時間当たり 90mm の雨が降っても対応できる地下浸透のますを 2 つつくります。」ということですので、大丈夫かなという、それで判子を押しました。

以上です。

11 番 (西村 功君)

2 番です。これも堺澤会長さんと現場を見たりした経過もありますけれども、いずれにしても、この 6 ページの地図でいきますと、右側がいわゆる [REDACTED] になるわけですけれども、線路のすぐ西側の農地への出入り口が確保できるかどうかというところは少し確認が必要だということで、確認をしたところ、隣、申請人の関係者で調整できるということで、確保できるという経過があります。

そのほかは問題ないと思います。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第 43 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって議案第 43 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)

そうしましたら議案書の 7 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせてい

たきます。

合計7件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては9ページの左側をごらんください。

5-1で表示した場所になります。

北割1区、[REDACTED]の西1筆2,912㎡になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、知的障害者多機能型事業所。

理由でございますが、譲受人は、[REDACTED]町と[REDACTED]市で知的障害者多機能型事業所を運営しており、近年、利用希望者が年々増加しており、新たな活動の拠点として駒ヶ根市で施設を開設したいと考え当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に依るといふものでございます。

農振法等でございますが、平成28年9月27日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに[REDACTED]と[REDACTED]ありということでございます。

続きまして2番となりますが、場所につきましては9ページ右側をごらんください。

5-2で表示した場所になります。

北割2区、[REDACTED]の南西1筆134㎡になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場用地。

理由でございますが、譲受人は、駒ヶ根市の都市計画道路中割経塚線の事業用地として既存の土地を市に売却し、その代替地として当地を取得したい、譲渡人は、ここ数年耕作しておらず未利用の状況であったため譲受人の要請に依るといふものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして3番となりますが、場所につきましては10ページ左側をごらんください。

5-3で表示した場所になります。

中割区、[REDACTED]の南1筆579㎡になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅が1棟。

理由でございますが、借受人は、現在借家住まいであるが、親の所有する申請地に住宅を建築するため当地を使用したい、貸付人は、高齢で農業を縮小し

たいため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 28 年 9 月 27 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして 4 番となりますが、場所につきましては 10 ページ右側をごらんください。

5-4 で表示した場所になります。

福岡区、XXXXXXXXXXの東 1 筆 328 m²になります。

7 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅が 1 棟。

理由でございますが、借受人は、現在妻の実家に家族 3 人で同居中であり、長女の成長に伴い狭くて不便であるため、父の所有地を借りて分家住宅を建築するため当地を使用したい、貸付人は、当地が休耕中の農地であり、高齢となり耕作が困難となってきたため、また将来の生活を考えた場合、自宅の隣接地に分家住宅を建築するのはありがたいので、借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 30 年 4 月 24 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、上下水道管理設、近くにXXXXXXXXXXとXXXXXXXXXXありということでございます。

続きまして 5 番となりますが、場所につきましては 11 ページ左側をごらんください。

5-5 で表示した場所になります。

福岡区、XXXXXXXXXXの南東 1 筆 272 m²になります。

7 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅が 1 棟。

理由でございますが、譲受人は、現在アパート住まいであり、将来の生活設計を考え住宅を建築したいと考えたため当地を取得したい、譲渡人は、XXXXXXXXXX市に自宅があり、将来駒ヶ根市に住む計画がなく売却したいと考え、譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 30 年 4 月 24 日、農振除外が認可となっております。

農地区分としましては 2 種、消極的 2 種となります。

不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして 6 番となりますが、場所につきましては 11 ページ右側をごらん

ください。

5-6 で表示した場所になります。

町3区、XXXXXXXXXXの北西1筆 356 m²になります。

7 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、太陽光発電施設及び駐車場。

理由でございますが、借受人は、敷地を整備し太陽光発電事業を行うことで敷地の有効利用と管理費捻出の両立を図りたいと考え、また道路に面した部分については施設管理用の駐車場として利用するため当地を使用したい、貸付人は、雑草の管理等に苦慮しており借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして議案書の8ページをごらんください。

7番となりますが、場所につきましては12ページ左側をごらんください。

5-7 で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの南西1筆 912 m²になります。

8 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅が1棟。

理由でございますが、譲受人は、現在県外に住んでいる長男が市内に戻ることになり、その住宅を建築するため当地を取得したい、譲渡人は、農業を縮小したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては2種、消極的2種となります。

不許可の例外として非代替性で見えております。

以上、合計7件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明を1番から順次お願いします。

7 番 (齊藤 庄一君)

それでは1番ですが、先ほど第3条の件と関連するんですけど、先ほど事務局のほうから説明がありましたように、このXXXXXXXXXXって言うのは、いわゆる障がい者施設を運営しております、本部はXXXXXX町にありまして、XXXXXXのXXXXXXと、そして今度は、ちょうど中間地点の駒ヶ根市にその施設を設けたいということで申請が出されました。それで、地元としては、主にXXXXXXという地区ですけど、住民等への説明会を2度にわたって行い、その中で一番問題になるのは、広域農道に面しておりますから、東西の縦線から出てくる車の、交差点付近の建物、いわゆる交差点で事故のないような見通しのいいような状態で

建物の施設等を設置してもらいたいという要望が強かったです。

それから、あとは、下水道と、それから上水道は自前で行う計画みたいです。上水道は地下、井戸水でくみ上げる予定みたいです。そして、あと、下水道のほうは、まだ場所がはっきり計画的にはわかっていないんですけど、地下浸透である程度、その敷地内に小さな公園緑地帯を設けて、そこに浄化槽をつけて、合併浄化槽ですね、そして地下浸透の計画であるみたいです。

あとは、一応地元のほうの人たちも、こういう重要な施設なんで、何とかいい良好の業者、地元と、そして事業者との良好な関係を築かれるように、農業委員会側のほうとしても意見を添えておきました。

以上ですけど。

6 番 (小原 茂幸君)

2 番です。地図を見ていただきますと、黒い塗りつぶしの横に■■■■さんの御自宅があります。■■■■さんなんですが、その北、■■■■、ここに建っている倉庫、工場跡、これもみんな■■■■さんのところなんですが、いわゆる中割経塚線、この市役所の北側を通っているのが、この■■■■さんの家の真北のところを真っすぐ通るような形になっております。この土地は、それぞれ■■■■、それから■■■■に近い住宅街の中ですので、特に問題はないと思います。

2 1 番 (米山 茂寿君)

3 番ですが、先ほど議案第 41 号で説明しましたが、その会社、駐車場の下の畑、これを住宅にしたいということで、■■■■さんは今現在アパートに住んでいるということで、近くに住宅を建てたいということで、何も問題等はないかと思えます。

以上です。

1 1 番 (西村 功君)

4 番については、先ほど説明の備考欄にありましたように、子どもの一般住宅を建てるためということですので、特に問題はないかと思えます。

それから、5 番についても、11 ページの地図を見ていただくように、周囲は一般住宅が建っているという、1 区画が残る状況ということで、隣は親の自宅というようなこともありますし、4 番 5 番を通じて地元■■■■の景観協定、住民協定の同意も得て、農振除外の認可を受けてきた経過もあるということで、問題はないと思います。

1 0 番 (堀 敏君)

6 番ですが、現地は貸付人の名義のアパートの南側にある農地で、畑の登録がされておりますが、見たところ、ここ何年か全く耕作をされていないという様子で、草地状態になっておりました。今回、譲渡人の息子さんが土地の有効

利用を図りたいということで太陽光発電施設の設置を決めたものでございます。近くに個人住宅はなく、アパート、■■■■の宿舎はございますが、特に影響を及ぼすようなおそれはなく、西側に隣接しております農地、田んぼですけれども、の所有者の了解も得ているということで、特に問題はないというふうに判断いたします。

以上です。

9 番 (下島 琢郎君)

7 番ですが、塩澤委員さんと現場確認してあります。

それで、先月の総会の第3条で■■■■さんから■■■■の■■■■さんへの売買がありました。その近所になります。それで、以前は■■■■■■■■■■の建設予定地ということであったところでありまして、現在住宅が多くたてられてきております。したがって、中沢は特に人口減少が激しいわけでありまして、結構かと思えます。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

17番 (小松 由喜一君)

1 番の■■■■■■■■■■という法人なんですが、この内容は、グループホーム的なものなのか、この施設の中でいろいろ仕事をするのか、ここからどこかへ通って仕事をしてやるのか、そんなようなことはどうなんですか。

7 番 (齊藤 庄一君)

ここの場所は施設、いわゆる事業施設が主です。

一つは、いわゆる管理棟、それから、それを2階建てで真ん中あたりに建てたいということで、そして、その管理棟の1階は、施設の障がい者の人たちがスイーツ、お菓子だか何か、そういうものをつくる、そういう売店も兼ねて、そして飲食もできる、そういう施設のような設計です。

そして、もう一つは、その管理棟の隣に作業所っていうのがありまして、そこで木工関係か何かの、まき、もしくは、そここのところがよく、まだはっきりイメージができていないみたいで、まきのようなものをつくりたいということを書いていましたけれどね。もしくは、何かね、畳ベッドっていうんですか、今、何かあれが特殊なもので、何か特許を取ってあるみたいなんですよ。ひょっとしたら、そちらのほうの作業場にできればつくりたいとか書いていました。そして、それも輸出、中国方面へ輸出したいようなことを書いていましたね。そして、今さっき、先ほどの第3条のところの農地の部分がありますけど、そこにはカシューイチゴのハウスを建てたいという計画みたいです。だから、そ

のキャッシュイチゴをつくるハウスも、結局、農道のほうに余り施設を建てない
ようにって地元の要望で、そこら辺のところを納得してもらって、それで、
地元の協議会が、いわゆる■■■■と、それで地元と、協議会を設ける
自治会のほうで、そういう算段を、一応協定を結ぶってということらしいですけ
れどね。そういう内容ですけど、どうでしょうか。

17番 (小松 由喜一君)

それで、そこで宿泊するわけですか。

7番 (齊藤 庄一君)

いや。その住居の関係は、施設、障がい者の関係は、どこでしたっけ、■■■■で
したっけ。

6番 (小原 茂幸君)

あそこは作業所だけだから……

7番 (齊藤 庄一君)

何かね、■■■■の北側あたりに、その施設か何か建てるみたいですが
けどね。住居ですか。それで、車で全部送り迎えをするみたいですがね。初
めの当初は歩いてあれするって言ったけど、事故が起きたりいろいろするので、
それはいろいろ問題があるってということで、警察のほうからもいろいろ言われ
たみたいで。

16番 (氣賀澤 道雄君)

つまり、ここは障がいを持った方々の就労の場ですか。

7番 (齊藤 庄一君)

そうですね、就労ですね。仕事の間ですね。

会長 (堺澤 豊君)

氣賀澤委員さん、挙手をしてから発言をお願いします。

16番 (氣賀澤 道雄君)

すみません。

ここは結局、就労の場、仕事場だということに理解していいですか。

7番 (齊藤 庄一君)

そういうことになりますね。

会長 (堺澤 豊君)

小松委員さん、氣賀澤委員さん、よろしいですか。

17番 (小松 由喜一君)

はい。

16番 (氣賀澤 道雄君)

はい。

会 長 (堺澤 豊君)
ほかに。

1 1 番 (西村 功君)
1 番についてですけど、建築面積のところは 29 台って書いてあるのは、これは駐車場の台数ということですか。

主 任 (出口 大悟君)
そうです。職員の方の駐車場ですとか、あとは利用者さんの御家族ですとか、あとは、こちらのほうでスイーツショップですとか、あと直売所等も運営するようですので、そういった来客用の駐車場も含めて 29 台を予定しているということであります。

1 1 番 (西村 功君)
ちょっと邪推をすると、その面積が 2,912 m²っていうことで、3,000 m²の開発行為を逃れるために分けたのかなあっていう気もしないでもないで、この辺、造成をしっかりと確認をしないと、こちらの農地のほうの利用ですね、それとの関連もあるし、単価、面積が広いので m²単価は落ちるかもしれませんが、農地のほうが単価は高いという、ちょっと、こういうことがあるのかなあっていうふうに思いました。
以上です。

会 長 (堺澤 豊君)
事務局で何か報告があれば。

主 任 (出口 大悟君)
当初、農振除外の許可を受けた際には、今回 3 条の申請が出ている農地も含めて全て転用するという予定であったんですけども、途中からですね、その計画に変更があったようでして、今回の 3 条の申請が出ている部分については農地として利用するというので、農地につきましては農振地域のほうの編入の手続きをとるよう依頼してありますので、農地として残す部分については農振地域に再編入するという形になります。

会 長 (堺澤 豊君)
西村委員さん、よろしいですか。

1 1 番 (西村 功君)
はい。

会 長 (堺澤 豊君)
それは、正直言って、3,000 m²を超すと開発行為っていうことの申請が必要なんで、過去にも 3,000 m²以下の申請があったことはあります。ただ、地権者が、いわゆる地主さんが一緒ですから、それは、そういうこともあり得るというふうには思うけれども、善意的な解釈でしかないと思います。

よろしいですか。

11番 (西村 功君)

はい。

会長 (堺澤 豊君)

ほかに。

1件、事務局にお聞きしますが、6番の太陽光発電施設及び駐車場ってなっているのは、太陽光発電と駐車場の面積は幾らだったかな。これが太陽光発電だったらいいけれども、駐車場って書いてあるから。

10番 (堀 敏君)

用地の総面積は356㎡で、太陽光発電の設備が235.22㎡で、あと道路に面した部分だけ駐車場ですが、真っすぐにはとめられず、斜めにとめたいというふうにっております。

会長 (堺澤 豊君)

太陽光発電面積は230㎡になるんですか。

10番 (堀 敏君)

そうです。建築面積というところにある235.22㎡ということです。

会長 (堺澤 豊君)

235㎡ですね。そうすると、356㎡だから、うち235㎡が太陽光であって、説明は管理するための駐車場っていうふうに出ているんで……

10番 (堀 敏君)

そうです。

会長 (堺澤 豊君)

管理するための駐車場に140㎡も必要なかということですが。

主任 (出口 大悟君)

面積について、ちょっと詳細を確認しますので、また後ほど御説明いたします。

会長 (堺澤 豊君)

だから、管理するための駐車場だったら、そんなに面積は要らないはずなんです。

主任 (出口 大悟君)

そうですね。

会長 (堺澤 豊君)

確認してください。

主任 (出口 大悟君)

はい。

会 長 (堺澤 豊君)
ほかに。——ほかに質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 44 号について原案どおり可決することに御異議ござい
ませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による
許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第 45 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)
それでは議案書 13 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせてい
ただきます。
まず公告年月日であります、平成 30 年 10 月 1 日付の公告でございます。
期間終期別の細目につきましてはごらんをいただきまして、田んぼが 1,061
㎡、貸し手が 1、借り手が 1 でございます。
2 番 3 番の表につきましてはお目通しをいただきまして、14 ページに個別の
詳細が載っております。
始期につきましては 10 月 1 日からということで、権利の内容につきましては
は御確認をください。
以上、御審議をお願いいたします。
以上でございます。

会 長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 45 号について原案どおり可決することに御異議ござい
ませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会

長 （堺澤 豊君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 45 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて平成 30 年第 9 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。